

フィットネス & ボルダリング DAINO 会員規約

第1条(定義)

本規約は「フィットネス & ボルダリング DAINO」(以下当クラブという)の会員ならびに当クラブに入会しようとする方に適用します。

第2条(目的)

当クラブは、当クラブ会員が当クラブの施設を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進および相互の親睦ならびに快適な生活スタイルの振興を図ることを目的とします。

第3条(管理運営)

当クラブのすべての施設は「有限会社ミヤマ」が経営し、管理運営にあたる事務所を施設内におきます。

第4条(会員制)

- 1.当クラブは会員制と「都度利用(以下ビジターという)の複合施設です。
- 2.会員が当クラブを利用する時は、静脈認証登録が必要です。

第5条(会員種別および利用可能時間)

当クラブの会員種別および利用可能時間、曜日は別紙に定めます。

第6条(入会資格)

当クラブ入会資格は以下の通りとし、その項目全てに該当する方とします。

- (1)各会員制度において別途定める資格に該当する方。
- (2)当クラブの利用に堪え得る健康状態であることを当クラブに申告して頂いた方。
- (3)本規約に同意した方。
- (4)暴力団関係者および反社会勢力関係者でない方
- (5)過去に当クラブまたは他クラブなどの運動施設より除名等の通告を受けてない方。
- (6)妊娠されていない方。
- (7)刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っていない方。

第7条(入会手続き)

当クラブに入会しようとするときは、以下に定める手続きを行うことにより入会手続きが完了します。

- (1)所定の入会申込手続きを行って頂きます。
 - (2)会員区分に従って第12条に定める諸費用等を当クラブに払い込み頂きます。
- 未成年の方が入会しようとするときは所定の入会手続きにより親権者の同意を得た上で申込頂きます。この場合親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第8条(申込書内容変更・会員種別変更・休会について)

- 1.会員は入会申込書に記載した内容変更があったときは、速やかに変更手続きを行って頂きます。
- 2.当クラブより会員の住所宛に通知する場合は、会員から届出のあった最新の住所宛に行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。
- 3.会員種別変更を行う場合は、希望月の前月10日までに当クラブの定めた変更届に記入し提出する事により完了します。
- 4.休会を行う場合は、希望月の前月10日までに当クラブの定めた休会届に記入し提出する事により完了します。最大連続で6ヶ月休会する事が可能で、正規月会費が休会費¥1,080となり、休会月が終了した時点で自動的に正規月会費に戻ります。

第10条(解約)

会員が自己都合により解約するときは、希望月の前月10日までに当クラブが定めた解約届に記入し提出する事により完了します。当クラブは手続きが完了するまで諸費用を請求する権利を有します。

第11条(個人情報保護)

当クラブは、当クラブの保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

第12条(諸費用)

- 1.会員種別の諸費用は別紙に定めます。
- 2.会員は口座引き落としの場合は毎月27日、クレジットカードの場合は個々のカード会社の引き落とし日までにそれぞれの諸費用を払い込み頂きます。
- 3.会員は実際の施設利用の有無に関わらず、会員資格喪失までの諸費用をお支払い頂きます。
- 4.一旦納入した会費、諸費用等は原則として返還できません。

第13条(会員資格の取得)

第7条の手続きが完了し、手続き時に定めた開始日が到来したときに、会員資格を取得したものとします。

第14条(会員資格の相続・譲渡)

当クラブの会員資格は他の方に相続・譲渡できません。

第15条(その他会員以外の施設利用)

当クラブは特に必要と認めた場合、会員、ビジター以外の方の施設利用を認めることが出来ます。

第16条(諸規則の遵守)

会員は当クラブの利用にあたり、本規約および施設利用内諸規則を遵守し、施設スタッフの指示に従って頂きます。また、施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。

第17条(禁止事項)

会員は、施設内にて次の行為をしてはいけません。

- (1)他の方や当スタッフを誹謗中傷すること。
- (2)他の方や当スタッフに対しての暴力行為、威嚇行為や迷惑行為をすること。
- (3)物をなげる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (4)クラブ・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (5)他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の迷惑行為。
- (6)正当な理由なく、電話、メール、SNSなどその他の方法で当スタッフの業務の妨げになる行為。
- (7)露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- (8)刃物など危険物や動物等の館内への持ち込み。
- (9)物品販売や営業行為、金銭貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- (10)館内での喫煙。

第18条(損害賠償責任免責)

1. 会員が当クラブ施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、当クラブは当クラブに故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。ビジターについても同様とします。
2. 会員同士の間に生じた係争やトラブルについても、当クラブは当クラブに故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

第19条(会員の損害賠償責任)

会員が当クラブを利用中、会員の責に帰する事由により当クラブまたは第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。ビジターについても同様とし、会員が連帯して責を負うものとします。

フィットネス & ボルダリング DAINO 会員規約

第20条(会員資格喪失)

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1)第10条に定める解約を申し出、当クラブが承認したとき。
- (2)第21条により当クラブから除名されたとき。
- (3)第23条により当クラブから利用の禁止勧告を受けたとき。
- (4)第24条に該当した場合、または当クラブが承認したとき。
- (5)会員本人が死亡したとき。
- (6)第22条により施設のすべてを閉鎖したとき。
- (7)法人会員においては、法人会員契約の終了・変更により会員資格を喪失したとき。
- (7)破産・民事再生・会社清算・個人精算の申立があったとき。

第21条(会員資格停止または除名)

次の各号に該当する場合、当クラブはその会員を当クラブの会員資格停止もしくは除名することが出来ます。

- (1)第6条の入会資格を喪失したとき。
- (2)当クラブの規約に違反したとき。
- (3)他の方や当スタッフを誹謗中傷し、本クラブに被害の届出があり、当クラブがそれを認めた場合。
- (4)他の方や当スタッフへ暴力行為、威嚇行為、迷惑行為があり、当クラブがそれを認めた場合。
- (5)物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為があり、当クラブがそれを認めた場合。
- (6)施設・器具・備品の損壊や備え付け備品を持ち出したとき。
- (7)他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為があり、本クラブに届出があり、当クラブがそれを認めた場合。
- (8)正当な理由なく電話、メール、SNSその他の方法で当スタッフが業務の妨げになる行為があったとき。
- (9)露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為があったとき。
- (10)刃物など危険物、動物等を館内へ持ち込んだとき。
- (11)物品販売や営業活動、金銭の質借、勧誘行為、政治活動、署名活動を行い、施設スタッフの中止勧告に従わないとき。
- (12)諸費用の支払いを連続して2ヶ月怠ったとき。
- (13)法令に違反したとき。
- (14)その他当クラブが当クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第22条(施設の一時的閉鎖・一時的休業)

次の各号に該当するとき、当クラブは諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として1ヶ月前までに会員に対してその旨を告知します。但しこれにより会員の会費支払業務の軽減や免除されることはありません。

- (1)気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- (2)施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3)定期休業等による場合。
- (4)その他重大な事由によりやむを得ないとき。

第23条(利用の禁止)

次の各号に該当するときは施設利用を即時禁止します。

- (1)暴力団関係者および反社会勢力関係者と判明した場合。
- (2)集団感染するおそれのある疾病を有する場合。
- (3)一時的な筋肉の痙攣、意識喪失などの症状を招く疾病を有する場合。
- (4)過去に当クラブより除名の通告をうけていた場合。
- (5)その他、正常な施設利用ができないと当社が判断したとき。
- (6)刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っていた場合。
- (7)妊娠した場合。

第24条(反社会的勢力について)

会員は当クラブに対し、現在ののみならず将来にわたって自らが以下に定める暴力団等の反社会勢力(以下「反社会勢力等」という)に該当しないことを保証します。

- (1)暴力団
- (2)暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)
- (3)暴力団準構成員
- (4)暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは関係者
- (5)その他各号に準ずるもの

第25条(休業日)

当クラブは次の各号いずれかに該当する場合、施設を休業出来るものとします。

- (1)年末年始及び夏季の休業日
- (2)施設の補修、保守点検または改修を必要とする場合
- (3)第2木曜日
(ジムエリアは前日23:00クローズ、休館日翌日9:00オープン)
- (4)当クラブ主催のイベントなどにより当クラブが必要とする場合

第26条(諸費用の変更ならびに運営システム変更について)

1. 当クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用について当クラブが必要と判断したときは変更することができます。
2. 前項同様に施設運営システムを、当クラブが必要と判断したときは変更することができます。
3. 前2項を変更するとき当クラブは1ヶ月前までに会員に告知します。
4. 法人会員においては、法人会員契約の変更により諸費用等が変更になるときはそれに従っていただきます。

第27条(規約の改訂)

当クラブは規約等の改訂を行う事ができます。実施するときは当クラブは予め告知し、改訂した会則等の効力は全会員に及ぶものとします。

第28条(告知方法)

本規約における会員への告知方法は、当クラブホームページまたは施設内への掲示とします。

